

一般社団法人全国医師連盟役員（代表理事、理事、監事）選出細則

第1章 総則

（適用）

この細則は、一般社団法人全国医師連盟の定款第5条及び19条に基づき、役員（代表理事、理事及び監事）の選出に関して必要な事項を定める。

第2章 代表理事および理事の選出及び退任後の職責

（代表理事候補者及び理事候補者選挙）

第2条 当法人は、代表理事及び理事を選出するため、代表理事候補者選挙および理事候補者選挙を行う。

2 代表理事および理事の選出は、社員総会における選挙結果の承認をもって行う。

（選挙管理委員会）

第3条 理事選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は理事より推薦された正会員2名と委員長の計1名より構成され、理事会の議を経て代表理事がこれを任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 現職の代表理事、理事選挙立候補者（立候補予定者を含む）、および監事は、選挙管理委員会委員を兼務することはできない。

5 代表理事選挙と理事選挙に立候補する正会員は、選挙管理委員会委員を務めることはできない。

（選挙の公示）

第4条 代表理事選挙及び理事選挙に関する事項は、全国医師連盟SNS（<https://zeniren.pne.jp/>）内に投票期間の30日前までに公示する。

（選挙の時期）

第5条 任期満了による理事選挙、代表理事選挙は2年毎とする。

2 選挙は、その任期の終わる1カ月前までに終了しなくてはならない。

（定数）

第6条 選挙毎に選出される理事の定数は、定款において定める理事の定員の上限である20名を超えないものとする。

2 選出する理事定数は、選挙実施前年の社員総会で予め議決する。

3 第1回選挙においては、設立時理事を除いて、定数を7名とする。

（選挙権）

第7条 代表理事及び理事選挙の選挙権者は、当法人の正会員とする。

（被選挙権）

第8条 被選挙権を有する者は、会員歴1ヶ月以上の正会員とする。

（立候補）

第9条 代表理事選挙および理事選挙に立候補する者は、指定する期日までに、所定の立候補届出用紙に必要事項を記載し選挙管理委員会宛に郵送するか、選挙管理委員会が別に定める方法にて届け出るものとする。

（候補者名簿）

第10条 選挙管理委員会は書類審査を行って候補者名簿を作成し、投票期間の初日の一週間前までに候補者を全国医師連盟SNS（<https://zeniren.pne.jp/>）内に公示する。

一般社団法人全国医師連盟役員（代表理事、理事、監事）選出細則

（投票方法）

第11条 投票は、理事会で定めた適切な方法により、電子投票により行う。電子投票に関する手続き、投票方法等については、選挙管理委員会が定める。

2 有権者は、立候補者リストより、選出定数を上限として投票するものとする。

（開票）

第12条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

2 問題のある投票の効力については、選挙管理委員会が判断する。

3 事務局は開票業務が円滑に行われるよう支援する。

（当選者の決定）

第13条 当選者は以下の方針と開票手順により決定する。

（1）全候補者を得票順に並べる。

（2）得票数に従い、上位から順に当選者とする。

（3）当選者にならなかった者は、その得票数の最上位者を次点者とする。

（4）次点以下は、最下位当選者の半分以上の票を獲得した者を、得票順に理事候補者名簿に載せる。

（5）候補者数が定数に満たなかった場合は、承認投票とする。有効投票者数の過半数をもって当選とする。

2 得票数の同じ候補者が複数いる場合には以下の優先順位に従って当選者を決定することとする。

（1）会員歴の長い方を上位として当選者を決定する。

（2）会員歴が同じ場合は、選挙管理委員長がくじ引きにより上位を決める。

（3）本規定は次点者の決定に準用する。

（選挙結果の公示）

第14条 選挙管理委員会は、選挙結果を全国医師連盟SNS（http://doctors21.jp/?m=pc&a=page_h_home）内に、速やかに公示しなくてはならない。

（選挙の疑義）

第15条 選挙の効力に関して異議のある正会員は、前条にある選挙結果の公示日から14日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 申し立てがあった場合は、選挙管理委員会で審議して方針を決定する。

（社員総会への報告）

第16条 理事選挙の結果は、社員総会に報告する。

（理事と正会員資格）

第17条 理事は、任期中に正会員資格を喪失した場合は、資格喪失をもって、理事を退任するものとする。

（再任と定年）

第18条 理事の再任は妨げない。

（退任した理事の職責）

第19条 任期満了により定時社員総会の終結をもって退任した理事は、社員総会の終了をもって、次期理事に職務を引き継ぐものとする。

（欠員の補充）

第20条 理事に欠員が生じたときは、その後任者を遅滞なく補充しなければならない。

一般社団法人全国医師連盟役員（代表理事、理事、監事）選出細則

- 2 欠員の補充候補は選挙施行時の得票数をもとに、本細則の第13条に規定されている手順に従って次点者から順に選ぶこととする。
- 3 欠員の補充のため就任した理事の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第2章 代表理事の選出、任期、及び退任後の職責

（選出）

第21条 代表理事選挙は、法人選挙.com (<http://hojin-senkkyo.com>) より、電子投票により行う。電子投票に関する手続き、投票方法等については、選挙管理委員会が定める。

（任期）

第22条 代表理事の再任は妨げない。

（退任した代表理事の職責）

第23条 任期満了により退任した代表理事は、社員総会の終了をもって次期代表理事に職務を引き継ぐものとする。

第3章 監事の選出

（選出）

第24条 監事は社員総会の決議により選出する。

（候補者）

第25条 理事会は、正会員の中から監事候補者を社員総会に推薦するものとする。

- 2 理事会が監事の選任に関する議案を社員総会へ提案する場合は、監事の同意を得なくてはならない。現職監事が2名いる場合には、少なくとも1名の同意を得ることとする。

（任期と定年）

第26条 監事の任期は1期2年とし、再任は妨げない。

（欠員）

第27条 監事に欠員が生じた場合、理事会は次年度の定時社員総会に候補者を推薦しなければならない。

第4章 補則

（補則）

第28条 平成24年度の理事数に関しては暫定措置として10名とする。

第29条 定款及び役員候補者選挙細則に定めるものの他、選挙管理委員会の運営及び役員候補者選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

（細則の変更）

第30条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会で承認を要する。

附則

- 1.この細則は、平成24年1月1日より施行する。
- 2.第18条1項の規定は、この細則に基づき理事として選出された時点から起算する。
- 3.平成26年6月8日改正
- 4.平成27年6月7日改正

一般社団法人全国医師連盟役員（代表理事、理事、監事）選出細則

5.平成29年6月4日改正

6.令和6年6月16日改正

7.令和7年6月1日